

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 13

処 分 名	市営住宅駐車場の使用承継の承認	
処 分 の 概 要	市営住宅駐車場の使用承継を承認する。	
根 拠 法 令 名	松山市営住宅管理条例(平成9年条例第28号)	
条 項	第62条の6	
所 管 課	住宅課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		5日
標準処理期間		計 5日
判断基準	<p>松山市営住宅管理条例第13条第1項の承認を受けていること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p><b>松山市営住宅管理条例</b></p> <p>(使用の承継)          第62条の6 使用者(第51条第1項の許可を受けた社会福祉法人等を除く。)が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者で第13条第1項(第43条及び第62条において準用する場合を含む。)の承認を受けたものは、市長の定めるところにより、市長の承認を受けて、引き続き当該市営住宅駐車場を使用することができる。</p> <p>(入居の承継)          第13条 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該公営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、市長の承認を得なければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

市営住宅駐車場使用承継申請



審査



承認・不承認